

都市計画税の充当事業

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する経費に充てるために課税する目的税です。平成31年度の充当事業は、下表のとおりです。

なお、平成31年度の都市計画税1,268,663千円のうち、都市計画事業又は土地区画整理事業に充当できなかった49,872千円については、後年度の経費に充てるため都市計画事業資金積立基金に積み立てます。

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳				
		国庫支出金	都支出金	その他	都市計画税	差引一般財源
都市計画事業 (普通建設事業)	420,189	0	89,712	286,974	43,503	0
都市計画事業 (公債費元利償還金)	244,088	0	0	0	244,088	0
下水道事業 (公共下水道事業)	229,138	49,500	3,425	176,213	0	0
下水道事業 (流域下水道事業)	13,870	0	0	13,870	0	0
下水道事業 (公債費元金償還金)	608,252	0	0	384,045	224,207	0
土地区画整理事業 (普通建設事業)	895,180	55,000	127,355	5,832	706,993	0
合計	2,410,717	104,500	220,492	866,934	1,218,791	0

森林環境譲与税の充当事業

森林環境譲与税は、森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費に充てるために国から譲与される地方譲与税です。平成31年度は後年度の経費に充てるために、森林環境譲与税3,308千円全額を森林環境譲与税基金に積み立てました。